

はじめよう！ 安全な自転車ライフ

守ろう、自分とみんなの安全

自転車は車道が原則です

自転車は「軽車両」！車道の左側を通行しましょう。歩道を通行するときは、歩行者優先を忘れずに。



ヘルメットを着用しましょう

全ての世代で着用を徹底しましょう。命を守る大切な備えです。



自転車保険に加入しましょう

保険の加入して事故に備えましょう。加入方法は、TSマーク付帯保険や各種保険の特約などがあります。



長崎県交通安全推進県民協議会

事務局：長崎県 交通・地域安全課 TEL(095)895-2341

自転車を安全に使うために

自転車は車道通行が原則です

- 車道上では左側を通行しましょう。右側通行は禁止です。
- 歩道は原則通行できません。
ただし、以下※の場合は例外です
 - ※ 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
 - ※ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
 - ※ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。

ヘルメットを着用しましょう

- 道路交通法改正により、自転車乗車時の乗車用ヘルメット着用が努力義務になりました。
- 子どもたちの手本となるために、大人も積極的に着用しましょう。



自転車保険に加入しましょう

- 自転車を運転して人をけがさせたり、物を壊したりすれば、加害者となります。
- 過去の裁判では、数千万円に及ぶ損害賠償を命じられた例もあります。

